

期間内に適當なる者を紹介せざる場合に限つて坑主は任意に他の方法によりて補充者を募集し得ることとした。但、十八歳未満の者を雇傭する場合に就ては紹介所への通告を行はざることをしてゐる。

サウス・ヨークシア及ケントの炭坑に於ける労働者の補充に就てはサウス・ウェールズやダラムの炭坑地方の過剩坑夫が迎へられたが、實際には住宅の拂底によつて多数の補充を行ふことができなかった。しかし坑夫間に於ける愛郷心はかゝる轉地を少なからず妨けたと傳へられてゐる。

(三) 産業移轉局 (Industrial Transference Board) 嘗ては物質文明の三大要素として鐵及棉花にも數へられた石炭も今や重油乃至石油の進出によつて多大の脅威を與へられ始めた加之世界に於て最も早くより開拓せられた英國の炭坑はその組織に於て時代に適合を缺くのみでなく、或る炭坑の如きはその施設全く舊式となつて競争力を失ひ廢坑に價するものが少くない。かくして英國炭坑は今や労働者の過剩が切りに痛感されてゐる。炭坑に於けるこの事情は全く工業一般の不振に基因するのみでなく、特定炭坑の産炭不良その他商品としての不適應性に基くものであるから、戰爭その他突發的の事件の發生に基く場合のほか到底探算は立たないものがある。かやうな事情から官廳側の推定によれば炭坑夫にして今や永久にその職を失へる

者二十五萬人に達し、その家族を通算するときは八十萬に達するに謂はれてゐる。

程度に多少の差こそあれ、之に類する事情は造船業その他數多の産業に之を發見するであらう。かやうな事情に發生する失業——一産業に於て全然過剩に發する——に關しては、之を將來比較的好望なる産業乃至は新産業に之を移して吸収せしめ、以て雇傭の調節を計ることゝ急務となるであらう。

一九二八年一月、政府はサー・ワレン・フィシャー、サー・ジョン・カッドマン、サー・デーヴィッド・シャックルトンの三氏を以て産業移轉局を組織せしめ「一定の地域又は職業に於て雇傭機会を最早發見する能はざる労働者、殊に炭坑夫の轉職を容易ならしめる」手段を講ぜしめるに至つた。

一九二八年七月、移轉局はその調査報告書を政府に提出した。報告書は衰退地域の慘狀を精密に描寫して世間の注意を乞ひ、大規模なる組織的行動による對策を勸告したが、その方法に至つては多く抽象的で曖昧を免れてゐないが報告書は從來の樂觀論や「間に合せ」の政策を難じ「過渡的乃至循環的不況」なる概念は最早維持し得ざる謬論を斷じ、過剩人員を「負擔少く、失業にあまり悩まされてゐない地域」へ移住轉職せしめるより他に救済の方法なきことを明言してゐる。



委員會の見るところでは、英國の失業は比較的少數の産業に集中してゐるが、過剩労働者最も多數なる産業は炭坑にして、他に鐵鋼業及造船業にも可成りの過剩者あるべく、更に近き將來織維工業に亦多少の過剩者を生ずるから、恐らく全國の過剩労働者は二十萬人以上に達するであらうと推定してゐる。

炭坑業の過剩労働者に對しては、既に述べた政府と礦業協會員間の雇傭に關する諒解が何等效果なかるべきことを指摘し、

- (I) 義務教育期間の延長
  - (II) 六十歳以上の労働者に年金を給すること
  - (III) 衰退地域に新産業を勃興せしめること
- を提案してゐる。

労働力の移轉は要するに労働者の移轉——土地の移轉及轉職——する意思と、傭主及労働者が協力して雇傭機会を提供すること、而して必要な場合は労働者の補導を行ひ、又移轉に要する費用を供しなければ成功し得ない。

委員會の報告は一轉して移民に論及して曰ふ。失業者は浮浪者ではなく、純然たる産業労働者にして、從て此種の移出民を受くる國は之を喜ばざるの理由なく、之を受けて幸福を感じざ

るを得ないとし、戦後の英本國人の加奈陀への移出民が減少せるに反し、他國民が之に代る傾向が顯著なる事實を指摘して加奈陀への大衆的移民計畫を提唱してゐる。

政府は産業移轉委員會の報告並に勸告に基いて、國を舉げて雇傭機會の増進を企圖するがため、一九二八年七月、首相の名に於て國內の傭主に依頼狀を發送した。此依頼の文意は、雇傭機會の増進を極力懇願することにも、將來、此機會増進のため必要あらば何時にても協議會を開催し、以て傭主諸氏の意見を開陳せられむことを希望した。

この依頼狀は全國十五萬人の傭主に發送せられた。この依頼狀には雇傭につき傭主がその近接の職業紹介所へ求人者數を通告すること并希望せる文意を附記した。職業紹介所は労働者の轉住を助長するため本人並に家族の移轉費用のみでなく、目的地到着後一定期間の生計費をさへ供すること傭主に通告した。

この大規模なる首相の依頼と職業紹介所の努力とが實際上如何なる效果を發したかは未だ明瞭でない。

産業移轉局の勸告は之を徹底せしめるに於ては國家の完全なる雇傭統制によらずしては不可能であらう。今やこの手段への機運は生じ始めてはゐるが、即時にかゝる方法を採用することは、或意味に於ける社會大改革で、少くとも一般傭主の俗耳には達しないであらう。誠や、移



轉局の今日までの成績に就ては見るべきものが少ない。僅かに職業補導と海外移民の奨励を見るに過ぎない。

嚮にも言及したやうに、政府は一九二八年一月及四月にダッドレー並にプリストルに各々青年職業補導所を設置した。この兩補導所は各々二百人を收容するも、内百五十人は坑夫失業者を收容した。又、バーミンガム及ウォールセンドの補導所に於てもサウスウェールズ及ダラムより失業坑夫を招いて收容した。彼等は嚮に述べた條件のほか、下宿料補助として特に一週間ニシリング六ペンスの特別補助を給せられる。炭坑夫に對する補導は之により轉職の可能性を増進するのみでなく、補導修了後は補導所々在地を中心として雇傭を求めて定着するときは之により既に過剩人口を包擁せる炭坑地域の人口の調節に資するを得るこの期待に出てる。

いま英國の八個の職業紹介所管轄地域に就てその被保險者失業率を比較するときは興味ある事實を發見する。

第五十四表 職業紹介所管轄地域別失業率の比較

職業紹介所管轄地域別	被保險者失業率		職業紹介所管轄地域別	被保險者失業率	
	一九二六年月	一九二八年月		一九二六年月	一九二八年月
ロンドン	七・七	五・三	西北部	一一・二	一〇・八

東南部	西南部	中南部	東北部	スコットランド	ウェールズ	計
六・八	九・五	八・二	一四・二	四・九	七・四	八・〇
一五・七	一一・一	一四・四	一〇・九	一〇・九	一〇・〇	一〇・〇

Davison, op. cit. p. 164.

この表を一瞥して直ちに氣のつくことは、英國に於ては、一般に南部に於て失業率低く、北部に非常に高いことである。即失業の地域的分布は極めて不平均であつて、この事實は、直ちに失業に對する各地方の負擔に大なる差別を生じてくる。失業の地方的分布を均一ならしめることは失業を緩和する理由にはならないが、この分布の差異あるは南部に於ける工業が比較的繁榮なるに基くもので、こゝに勞働力の移轉可能性を暗示する。

要するに勞働力の移轉は擴張しつゝある産業への移轉、財政的負擔比較的輕易なる地域への移轉及勞働者の轉職の三個の方法を包含してゐる。第一の方法は新産業開發の刺戟なる純然たる經濟的諸政策のみでなく完全なる雇傭統制を必要とする。第二の方法は地方租税を低廉ならしめることで、之は救貧法費用の改善と失業保險制度の擴充によつて期待し得らるべく、第三の方法は既に一部の試みられてゐる職業補導の組織を一層改善し且つ之を速かに大規模に實施して、之にも、雇傭統制の實を擧げ得る組織を必要とするであらう。しかし、之等總て



の方法は實際上現代の産業組織に於てはその実施が最も困難とせられるものであるが、産業の移轉、即ち勞働力の整理はこの困難を排して敢然邁進するのでなければその實效を確保することはできない。

## 第二節 移民

一、失業對策としての海外移出民 過剩人口を國外に移住せしめて勞働市場の緩和を計ることは失業對策として最も效果ある方法の一つであらう。しかし、事實は移入國に於て、最も勞働力の不足を感じる土地に吸収せられ、多くは土地開墾乃至農業勞働者を以てその全部を占めるこいふも不可はない。かくして、工業勞働より生ぜる失業者を海外に移出するに就ては可成りの障害を生ずる。加之、移出民の吸収は移出國の狀態によつて決せられるのではなくして、移入國の狀態によつて決せられる。

歐洲大戰前三十年の英國の歴史に徴するときは、移出民は英國の好況の時期に最も多數にして、その不況の時期に於て最も少數なることを示してゐる。(註一)而して、合衆國に於て最近研究せられる所によれば、戦前に於ける米國への移入民の最も多數なる時期は合衆國に於ける雇傭機會最大なる時期に一致してゐる。(註二)この二個の實證的事實は、英米兩國の好況期並

に不況期はその時期を等しくしたこいふことを物語ると同時に、少くも過去に於ける經驗は少くも英國は米國を對象とする限りに於ては移出民は失業對策の上に大效を齎らし得ざるものであらうことを暗示するであらう。

(註一) Hobson: *The Export of Capital*, Chap. III.

(註二) Harry Jerome: *Immigration and Business Cycles*.

一八二六年濠洲に設置せられた濠洲開發及移民委員會の調査に従へば、濠洲に於ける移入民の統計より觀察するときは、濠洲の最も不況なるとき、即ち濠洲に於ける失業率最も高きとき(例へば一九二一—二二年)に於て移入民は最も多數に達する事實を指摘してゐる。これは明らかにジェロームの結論を裏書するものである。かくして、移出民は英國が好況にして他の移入國たる合衆國其他の諸國も亦好況なる場合に於て英國の人口調節、從て勞働市場の調節の上に多少の效果を齎らすものこそ謂はなければならぬ。從て、移民は——少くも英國に就ては——既被失業對策としての效果は今日の世界不況期に於ては實現の可能性最も少いものこそ考へなければならぬ。

以上は専ら人口の移出入に關して國家の何等強制的統制なき移民自由の時代に於ける考察に基くも、後に詳述するやうに、各國、殊に從來の移入民の最大吸收國たりし合衆國の門戸閉鎖



は失業對策としての移民政策に大なる障害を與へる。  
 二、英國の移出民數の變遷 先づ吾人は英國在來の移出民の數量の實際を知るが爲めに  
 失業者と移出入民數の關係を左に示すであらう。

第五十五表 戦後の英國移出民數と失業者數

年次	失業者數	移出民數	移入民數	純移出民數
一九二一	一、六五〇、三七二	一九九、四七七	七一、三六七	一二八、一一〇
一九二二	一、五八一、二一三	一七四、〇九六	六八、〇二六	一〇六、〇七〇
一九二三	一、三三四、〇七一	二五六、二八四	五七、六〇六	一九八、六七八
一九二四	一、二〇二、七九八	一五五、三七四	六四、一一二	九一、二六二
一九二五	一、三三七、八四五	一四〇、五九四	五六、三三五	八四、二五九
一九二六	一、五〇五、七三二	一六六、六〇一	五一、〇六三	一一五、五三八
一九二七	一、二七八、一一七	一五三、五〇五	五五、七一五	九七、七九〇

前出、國際労働局 Unemployment, 1920-1928, p. 154. に基き補足。

一九二一年乃至一九二三年の移民平均は、移出に於て四十六萬三千九百四十五人、移入に於て二十萬五千五百十四人、而してその各年純移出民數平均は二十五萬七千四百三十人を示してゐる。今之を一九二一年乃至一九二七年の平均と比較するときは、その移出民數二十一萬二千

四百八十四人、移入民數十三萬七千九百六十八人、各年純移出民數平均七萬四千五百十二人に激減した。勿論歐洲大戰中は政府の移民制限及航海上の不便、國內に於ける賃銀の高騰等種々の特別の事情が存するから、之を除外するも、尙ほ戦前及戦後(一九二一年以後)の比較に於ては純移出民數に於て一年平均十二萬六千四百二十人、即半減に近い成績を示してゐる。  
 かゝる戦後期に於ける移出民の激減を生ぜる理由如何。吾人はこの問題を考察するにつき、先づ英國の移出民が海外の如何なる國に向つて定住するやを檢して見たい。

第五十六表 到達國別より見たる英國純移出民數

年次	到着國別	
	英領北米	英領南阿
一九二一	二七、六六六	三、三三九
一九二二	七五、四三三	五、六〇〇
一九二三	三九、〇九九	四、八六六(減八〇三)
一九二四	八二、九二七	二、三〇八
一九二五	一五、四二六	一、九二〇
一九二六	四一、二五三	三、〇二六
一九二七	四〇、五八八	三、五三六
一九二八	五三、二六四	—
一九二九	五三、二六四	—

年次	移出國別	
	英領北米	英領南阿
一九二一	二七、六六六	三、三三九
一九二二	七五、四三三	五、六〇〇
一九二三	三九、〇九九	四、八六六(減八〇三)
一九二四	八二、九二七	二、三〇八
一九二五	一五、四二六	一、九二〇
一九二六	四一、二五三	三、〇二六
一九二七	四〇、五八八	三、五三六
一九二八	五三、二六四	—
一九二九	五三、二六四	—

年次	合計(英領)
一九二一	三〇、〇〇五
一九二二	八一、〇三三
一九二三	四三、八六六
一九二四	八四、二三五
一九二五	一六、三四六
一九二六	四四、二七九
一九二七	四四、一二四
一九二八	五六、七九四
一九二九	五六、七九四



其他の諸外國	1,107	4,518	1,108	4,518	3,010(減337)	2,111	6,920(減4,809)	4,212(減2,708)	2,708(減1,500)
計(外國)	35,332	55,321	35,860(28,175)	72,153	35,319(2,834)	23,205	18,288(4,917)	24,972(4,684)	25,818(1,846)
總計	34,997	55,770	28,888(28,175)	42,190(38,358)	21,877(1,513)	23,391(1,514)	103,637(75,923)	87,499(26,138)	87,499(26,138)

一九一三—二七年分は前出 Nineteenth Abstract 1928, p. 211. 爾後は Twentieth Abstract, 1931 p. 198 より筆者算出(減)は來入者超過を示せるもの

右の表を一瞥するとき、戦後に於ける移出民の激減は別とし、合衆國と英領に於て傾向を全く相反せる事實を發見するであらう。即合衆國への移民は激減するも、英領諸地への増加は全體の移民數減少を可成りに阻止してゐる。これは全く米合衆國の移民制限法と英國の移民獎勵政策の影響にほかならない。いま、合衆國の移民法その他英國の移出民の主要植民地に於ける移入民取扱に關する政策を概述しよう。

三、米合衆國移入民制限法の影響 從來移入民を歓迎せる諸國も歐洲大戰後は俄かにその態度を一變して移入の禁止又は制限を行ふに至つた。かくの如き政策を探るに至つた理由は多々あるも、所謂民族主義乃至國民主義の擡頭に影響せられる所は少くない。それはさにか、此の種の政策中世界の移出民に最も大なる影響を與へたのは謂ふまでもなく、アメリカ合衆國の移入制限法である。

合衆國は一九二一年及一九二四年の移入民法によつて俄かに移入民の制限を行ふに至つた。之等の法律によれば、合衆國は其の二一八九〇年の國勢調査に依り、當時合衆國に居住せる外國人の二パーセントの割合を以つて入國を許可することとし所謂「割合率」を定めた。而して此割合に依れば、合衆國は一年間約十六萬人の移入民の入國を許可するも白人及び黒人以外の移入民は禁止せられてゐる。これがため合衆國に於ては一九二三年の移入者四十八萬人を超えたが、一九二四年には僅かに十三萬五千人に減じた。

合衆國以外の諸國に於ても又移入民の制限政策を採用せるものもあつたが、英國の關係重大なるは合衆國のほかは英領諸國であつて是等は本國人に對して大なる制限を行ふものではないが、從來英國の植民政策が、諸屬領及植民地を本國の犠牲に供せる態度は本國人の諸屬領及植民地に於ける移入政策に多少の悪影響を與へてゐるやうである。

移出民の本國に與ふる利益は本國に於ける勞働市場に於ける勞働供給を緩和するのみでなく彼等が植民生活に於て得たる賃銀若くは利潤を貯蓄して本國に送金するにより國際貸借の上に重要な影響を與ふる。合衆國の門戸を制限せられたる英國は移民最も容易なる自國領土にその吸収を求めなければならぬ。

四、移出民獎勵政策 政府は戦後直ちに移民政策の必要を感知し、移出民増加政策を行



ふがため一九一九年「政府移民委員」(後に「海外植民委員」に改稱)を設置し、植民局を省に昇格せしめた。

一九二二年には海外植民法を定め、本國政府は屬領政府と提携して帝國內植民の奨励につぎめ、渡航費の補助乃至は渡航費全免の方法に依つて移民を奨励し第一回には八萬二千人の移出民を送つた。之等は主として加奈陀(二萬六千人)、濠洲(三萬六千人)ニュージールランド(一萬三千人)に振り向けられた。

一九二六年二月、クレイドン及ブランドンに職業補導所を設置した。この補導所は純粹に海外渡航者を養成するを目的とせるものである。之等の補導所は四百人乃至五百人の收容力を有してゐる。この兩補導所は寄宿制度を採り、入所者は、嚮に述べたと同じく十九歳以上二十五歳以下(従軍者は二十九歳以下)の者にして獨身にして補導修了後は直ちに海外に渡航すべきことを條件とし、他の諸條件は一般補導の場合と異なる。補導期間中は食費及寄宿費に就ては國費を以て支辨せられ、別に手當として一週五シリングを給する。補導方法及目的に就ては嚮に述べたやうに、海外に植民として農業に従事する者たらしめんとしてゐる。補導修了者の成績は必ずしも不良ではないが、一層規模を擴張するがため入所者の年齢制限を緩和し一九二七年から三十五歳以下の者と定められたが未だその收容力を充すには至らない。

### 五、移出民の効果

上述せる所から移出民の失業問題に對する影響は充分に察知し得られるであらう。戦後の事情は特に目的地に於ける一般事情によつて移出民は非常に制限せられるのみでなく、移入國に於ても今や農業労働者より自作農乃至小資本を有して土地を買入れて植民する者をより歓迎せんとする傾向が強くなつてきてゐる。かゝる事情は失業を多數に輩出する時期に於ける移民政策に大なる影響を及ぼし、種々の奨励手段を講ずるも移民の数は比較的増加せしむるを得ないから、労働市場に與へるであらう移出民の影響も大なるを期待し得ない。

失業保険制度の移民に及ぼす關係に關し労働省が省内に設置した委員會の調査する所によれば、失業保険制度は「他の事情にして等しければ海外生活には最も眩惑を感じる年齢の者にもこの保険制度あるがために移出民を減少する」と報告してゐるが、産業移轉局は、移出民を以て失業緩和に最も効果あるものとし一九二八年八千人の移出民を加奈陀に送り、之がため一人當り十五磅の費用をかけてゐるが、輿論の多くはかゝる政策の大なる價值を生ずるであらうことは期待してゐないやうである。

以上は専ら移民中移出民に就て述べたが、來住民は失業に少なからぬ影響を與へるであらう。しかし、英國に於ては外國人の來住に關しては特に顯著なる制限を加へてゐない。



## 附 英國失業保險調查委員會第一回調査 報告書に就て

### はしがき

英國失業保險財政が一九二一年以來繼續的に危機を叫ばれ、歴代の内閣は或は保險給付率を引下げ、或は掛金を増加し或は給付期間を短縮して保險制度の彌縫にこれ努めたことは吾人が既に述べた所である。然るに最近數年の世界不況は益々執拗を極め、諸他外國の例に漏れず英國の失業者亦漸増傾向を示してゐる。第二次勞働黨内閣は組閣に際し失業問題の根本的公約を行つて以來、失業對策は閣僚間の不一致を生じトーマスの辭職を見て、この公約が果さるゝ時は豫測し得ない状態を示すに至つた。同内閣成立の當時の登録失業率九・六%は爾後多少の起伏を示せるこはいへ大勢は明らかに漸騰傾向を示し、一九三一年五月十八日現在に於ける失業保險被保險者失業率は男子二一・九%、女子一七・九%、平均二〇・八%に達し、一九二九年の同月(但二十七日)に比し平均に於て一割一分一厘、一九三〇年の同月(但二十六日)に比し五分八厘を増加し、一九三一年五月十八日の失業者實數は男子に於て一、九五七、一〇五人、女子六二〇、



八一一人合計二、五七七、九一六人に達してゐる。斯くて失業保險財政は極度の不安を示し、保險制度に於ける收支の不足は毎週一百万磅に達するに傳へられてゐる。

マクドナルド内閣はかくの如き情勢に遭遇し、遂に「失業保險制度の現行規定及運用狀況を調査し、該制度の將來の規模及該制度に包括せしめるべき諸規定及保險財政の收支の均衡を保ち獨立し得る方法並に失業者を失業保險制度以外の方法を以て救済する措置に關する勸告を行はしめるがため一九三〇年十二月之れが調査委員會を設置することとなつた。委員會は同月九日の勅令によりグレゴリー(Holman Gregory)判事を議長とし以下クレイ教授(Henry Clay)、ヒーズリントン博士(H. J. W. Hetherington)、ラッセルズ氏(E. O. P. Lascellas)、トラウンサー氏(H. M. Trouncer)の四名の資本家及學者代表ミアスベリー氏(W. Asbury)及ラックハム夫人(O. D. Rackham)の二名の勞働者側代表の六名を以て構成せられた。

委員會は爾來鋭意半年調査に従事し、一九三一年六月四日遂に中間報告として第一回の報告書(First Report of the Royal Commission on Unemployment Insurance Cmd. 3,872)を提出するに至つた。

委員會の報告書の内容は必ずしも何等の修正なく政府に於て實施に努力するや確かではないが、從來の例によれば、少くも委員會の勸告は制度改正上非常に重視せられる。故に吾人

はいまこの報告書の内容を左に摘記し、併せて之に關する勞資の批判を附記して、この報告書の價値を考察する。

尙ほ、この報告書は所謂中間報告書であつて最終的のものではない。最終報告は何れ近き將來發表せられるであらう。又、この第一回報告書は過半数委員の一致起草せし所謂「多數報告」(Majority Report)に少數委員の爲せる「少數報告」(Minority Report)から成り、後者は勞働利益代表の二人の報告書である。

### 第一節 多數報告の内容

多數委員は報告書の冒頭に於て、その與へられた調査事項に關し、研究すべき事項は非常に多岐に亘る問題を包含するから先づ第一着手として最も緊急を要すべき制度修正の事項に就てのみ中間的報告を提出すべき必要あることを述べ、且、之れがため、制度の基礎的事實に概瞥を與へてゐる。

多數委員の勸告はその結論に於て給付期間短縮、給付率引下、掛金増率及從來一時的便法として適用せられてゐた所謂「過渡的給付」(Transitional Benefit)に關する二三の規定の修正これである。委員會は失業保險制度の本來の面目を回復し、且、制度の安全確保を計るがためには



従來の制度を根本的に改修する必要があるが、かくのごときは極めて大なる事業であつて容易に計畫し難いから、さし當り應急手段として現在制度の根本に手を觸れず、實行可能性豊かなる方法によつて一時的にてもまた幾分にも失業保険制度の歪曲を矯正し、且、保険財政の健全なる獨立を企圖せんとしてゐる。以下、多數報告書が報告し若くは提唱してゐる諸項及之に關する理由を摘記してみたい。

一、保険制度運用の實況 英國の失業者は近年非常に増加してきた。而して保険に於ける被保険者の失業率は過去十箇年平均は一割二分二厘の高率を示し、最近に至つては二割を超えてゐる。かくの如き高率の失業者は最近數年間の世界的不況の結果であつて、この高い失業率は今後數箇月の内に著しく減するものとは考へられない。従つて現在の被保険失業者を水準とするときは失業者は常に二百五十萬人を算するものと豫定して制度を確立することが最も急務である。

現在の失業保険及救濟制度では九十萬人の被保険失業者と三十七萬五千人の過渡的給付請求者を限度として賄ひ得るに過ぎない。これがため一九二九年以來の保険財政の収入はその支出の約半額を支辨し得るに過ぎない状態となつた。いま現在の制度に於て、被保険失業給付請求者を一百七十五萬人とし、過渡的給付請求者を六十萬人と假定するときは、この制度管理費、

給付總額及び従來の國庫よりの借入金に對する利子を合するときは、年額八千四百萬磅となり、更に國庫のみが負擔する過渡的給付三千五百萬磅を合算するときは合計實に一億一千九百萬磅なる巨額の支出を要し、之に對して収入は、被保険失業者を二百五十萬人と見積るときは四千四百五十五萬磅に過ぎないから、その不足額三千九百四十五萬磅はさうしても何等か他の方法で支拂はなければならぬ。しかも、この不足額には三千九百四十五萬磅といふ過渡的給付の費用は含んでゐない。

勿論、保険基金が國庫より借入金を行ふといふことは原則上必ずしも排斥すべきではない。けれどもそれには失業基金の基礎が確立してゐて、この借入金が早晚完全に還附し得られることを條件とすべきものである。然し、最近の狀態は確かにこの條件を充し得ないから、寧ろこの際、基金は國庫よりの借入金を斷乎として停止しなければ、基金の借入總額は益々膨脹の一途を辿るより外途なきこととなる。

保険基金の確實性を増加し、財政を健全にするため差し當り行ひ得る方法は(I)失業給付期間短縮、(II)掛金の増額、(III)失業給付率の減少、の三者の總て又はその一二により之を實行せざるを得ない。

いま、被保険失業者数を二百五十萬人とし、内一割即二十五萬人は條件を具備せざるにより



給付受領権を失ふ者とし、過渡的給付は暫く措き、之を失業基金の収入のみを以て支辨するにせば左の孰れかの方法によらなければならぬであらう。

(I) 掛金及給付の率を従來のまゝ据ゑ置くときは少くとも給付期間は之れを毎十二箇月につき十週間の割合とするか。

(II) 給付率及給付期間に關し從來の標準を維持して掛金率を一〇〇%増加するか、若くは

(III) 給付期間及掛金率に変更を加へざるものこそせば、給付率を少くとも五割五分減するか、孰れかである。恐らく右の如き三個の方法は現在の狀勢に於ては孰れも實行の可能性に乏しいであらう。

次に、勞働省は委員會の要求によつて一九三一年二月「過渡的給付」の受領者に就て詳細なる分析研究を遂げた。この結果によれば、過渡的給付受領者は

(I) 特に不況なる産業、即男子に就ては炭坑業従業者、女子に就ては棉工業従業者最も多く。

(II) 英國南部地方では之を受くる者は比較的少數であるが、西北部(ランカシア)では纖維工業に於ける女子に多數之を發見する。

(III) 而して、一九三一年二月の此種給付受領男子の三割七分は年齢五十歳以上、女子の六割

八分五厘は既婚者にして且四割六分二厘は年齢三十歳未満である。

(IV) 一九三一年一月末日の過渡的給付受領者中男子の半數及女子の過半數は保險掛金を行はず、又男子の約四分の三は給付受領開始直前十二箇月間に於ける掛金拂込は八回以下である。

二、給付期間の短縮と掛金の増加 多數委員は以上の根本的方針及調査の結果、先づ給付期間は現在規定を改め二十六週間を以て限度とするを勧告し、次で掛金(保險料)を左の如く改訂すべきことを主張してゐる。

一、失業保險料率 (一週間)

性別	年 齡 別	現 行 保 險 料 率			改 正 提 案 保 險 料 率		
		備 主	勞 働 者	國 庫	備 主	勞 働 者	國 庫
男	二一—六五	八・〇	七・〇	七・五	九・〇	九・〇	九・〇
男	一八—二一	七・〇	六・〇	六・五	八・〇	八・〇	八・〇
男	一八 未 滿	四・〇	三・五	三・七	八・〇	八・〇	二四・〇
女	二一—六五	七・〇	六・〇	六・五	七・〇	七・〇	二四・〇
女	一八—二一	六・〇	五・〇	五・五	七・〇	七・〇	二一・〇
女	一八 未 滿	三・五	三・〇	三・五	四・〇	四・〇	一三・五
計		七・五	六・五	六・五	七・五	七・五	二七・〇

即ち、この勧告によれば例へば成年男子に就ては保險料は從來に比し一週間につき備主は一



ペニー、労働者は二ペンス、而して國庫は一ペニー半を増徴せられることとなり、これがため  
 保險基金の収入は一年約九百萬磅を増加するものと推定せられて居る。

備主側から見ればその雇傭する労働者のための失業保險料はその労働者に対する賃銀と同様  
 に——備主の生産物を處分し得たるや否やを問はず、又、事業に利潤を生ずるや否やを問はず  
 ——之を支拂はなければならぬ。さればして失業保險現在の財政事情は備主の負擔増加を以  
 てせずしては如何もしがたい。

元來、失業保險率の高低はそれ自體のみを以て考察し得るものでなく必ずや他の社會保險の  
 場合と比較して考へなければならぬ。且又他の方法によるもの、例へば一般租税によるが如  
 きは却て雇傭の創造を害するが如きこととなる。

次に、被保險者即労働者(及使用者)の掛金は、失業の危険率の増加せること、及失業保險  
 制度の目的は直接的には被保險者の受益にあるから、多少の掛金の増加は之を忍ばなければな  
 らない。尤も之が爲め低賃銀労働者や時間短縮労働者の負擔は可なりに重いであらうが、一九  
 二四年當時行はれてゐた標準の復活として諒承せらるべきであらう。

三、給付率の低下 第二の勸告は失業保險給付率の低下である。いま多數委員の勸告せ  
 る給付率を現行の夫れに比較すれば左の如くである。

一、失業保險給付率 (一週間)

被保險者種別	現行給付率	改正提案給付率
性別		
男	二一—六五 一八、一九、二〇	一七・〇 一四・〇
同	一七—一八	九・〇
同	一六—一七	六・〇
女	二一—六五	一五・〇
同	一八、一九、二〇	一二・〇
同	一七—一八	七・〇
同	一六—一七	五・〇
同	一七—一八	六・〇
同	一六—一七	五・〇

現行失業保險法は上表の如き本給付のほか、被保險失業者が扶養する家族に對して家族給付  
 を給與することを定め、被扶養者成年一人(一人に限り)一週間九シリング、子女に就ては各一  
 人につき一週二シリングを給付するものとしてゐるが、勸告は被扶養成年に對する給付を一週  
 間八シリングに低下し、子女に對する率には變更を加へない。

失業保險給付は從來とても充分の生活 (full maintenance) を保障せんとするものではない。



元來本制度に於ける給付は從來の勞働組合の慣行を模倣せるもので失業期間勞働者の貯蓄による生活を補給するものであるから自然給付は低率である。勿論、給付率を一層引上げることは願はしきことに違ひないが現在の失業保險制度では到底不可能である。

一九二七年任命せられたブラスバーグ委員會は、失業保險率は被保險者が雇傭を得てゐるとき、將來若し失業した場合如何にすべきやにつき心勞せしめることなき程度のものたることは理想的ではあるが、尙ほ給付率が高きに失して却て失業者を不謹慎ならしむることなきことを要する。従て給付率は如何にしても一般自由勞働者の賃銀率以下に定むべきであること考へた。

給付率引下の第二の理由は、現行給付率の決定は失業率が今日に比し遙かに低く、且、物價水準の高き時期に定められてゐることである。被保險失業者が妻及二人の子と同居する一例を見るに、現行制度に依れば、此の失業者の受くる給付は合して一週間三十シリングなるも、多數委員の勸告は之を二十七シリング、即一割を減ずることとなる。然し、一九二四年當時の規定によればかゝる失業者の受くる手當は二十七シリングであり、之を今日の生計費水準から觀察するときは二十二シリング八ペンスに相當する。従て多數委員の勸告する二十七シリングといふ給付率は決して低率に過ぎるものではない。

四、「過渡的」給付 失業保險法は一定の掛金を行つたものでなければ失業被保險者に給付を與へないが、失業簇生の事情に鑑みて法律はこの掛金の一定限度を低下して給付を受くる者の條件を輕減し、之を臨時的方法として一定の期間に限つて認めてゐる。「過渡的」給付とはこの方法による給付の謂である。現行法はこの方法を一九三一年十月末迄實施すべきことと定めてゐる。

多數委員はかゝる給付、即「過渡的給付」受領者を以て保險制度の本則を棄すものと認めてるが、この種失業者に對して如何なる方法を以て救済すべきかといふ根本的方針は未だ決定してゐないから、取り敢へず、この方法の實施期間を延長すべきことを勸告することにも、尙此種の給付につき多少の制限を加ふべしと主張してゐる。

現行規定による過渡的給付の條件によれば、給付請求直前二年間に於ける掛金八回（即八週間分）以上なるか、若くは過去に於て掛金三十回以上を拂ひたることある者にして、原則として被保險職業に雇傭せられ、且又、この被保險職業に従事することにより自己の生活を立つる者たることと定めてゐる。

多數委員は、過渡的給付の率は前述せる普通給付率に従つて之を定め、且、條件として過去に於て被保險失業者が失業保險加入の日よりその失業の日までの間に三十回又は以上の保険料



を拂込みたるものこそせず、失業直前六年間に於て三十回以上の保険料を拂込みたるものに限り給付を與ふべしと主張してゐる。この勧告は、從來の規定は既に長く産業生活を離れたるものをも救済する弊を生ずるこいふのである。更に委員は過渡的給付受領の第二の條件として、相當の勞働條件にして、且つ自己の能力に適應せる勞働(從來經驗ある勞働)否かを問はずたるに拘はらず、その紹介を受けたる場合之を拒絶せる者は給付を與へざるこいふすべしとじてゐる。

最後に多數委員は、過渡的給付受領者の資格を嚴選して公平を期するがため、特殊の勞働者に就ては給付以外の生活資源の状態を充分考慮し、眞に必要な程度に限り過渡的給付を與ふべしと勧告してゐる。多數委員の所謂特殊の勞働者とは十八歳以上二十一歳未満の者及成年獨身者、扶養すべき子を有せざる寡婦及鰥夫にして兩親又は親戚の家に同棲する者をいひ、之等に就てはその境遇を充分調査の上過渡的給付の許可を決定すべく、又、雇傭せられてゐる夫を有する既婚婦人に就てはその夫の所得を調査し、勞働者賠償給與若くは年金(戰時不具年金は除外)又は一定の収入あるもの(貯蓄よりの収入は除く)に就ては之等の収入を調査し、眞に給付を要するものに就てのみ過渡的給付を認むべきものと勧告してゐる。

### 五、特殊勞働者の取扱

(イ) 間歇的勞働者 間歇的勞働に従事する被保險者に就ては從來往々失業保險制度が濫用せられてゐる傾向があるから、之に就ては從來の制度を改めて保險失費の輕減を計る要がある。之に關して多數委員は此種被保險者の給付には左の條件を勵行すべきものと勧告してゐる。

(I) 通常一週間に於いて二日又は以下の勞働を行ふに過ぎない者にして該週内の勞働せざる其の他の日に正規の被保險職業に平常従事するものなることを官憲に立證し得ないものは失業保險法上之を失業者と認めず、且此種の者は保險制度の適用を除外すること。

(II) 不規則的勞働に従事する者(Casual workers)及短時間勞働者(Short-time workers)にして高率の賃銀所得ある者は特定の給付を受くるものと定めること。(後述参照)

(ロ) 短時間勞働者 短時間勞働者の失業給付に就ては、現在と同様の待期を定め、繼續六日間中三日以上失業の場合に失業給付を給することとするも、給付の最高限度はその失業日數に相當する給付總額より、雇傭により收得せる額の二分の一を控除せる額を定むべしと勧告してゐる。

通常の場合賃銀所得は一週間を基礎として計算するも隔週交替による短時間勞働者に就ては二週間を基礎として計算するものとす。

短時間勞働者の賃銀所得に就ては一九二〇年の失業保險法第七條第二項(a)の規定——補助的



職業よりの収入は之を算入しない——を改正するときは短時間労働者は實際に收得賃銀少き場合にのみ給付を受け、従つ特に高き賃銀を受けるものへの給付濫用を制限し、従つ給付は充分の效果を生ずる一方受給者の不當の収入を制し、以て再雇の希望を鈍らしめるが如き弊を生じない。

(ハ) 既婚婦人 既婚婦人にして失業給付を受けんことを被保険者は左の事項を官憲に立證すべきものと規定を修正すべきである。

(I) 被保険雇傭を見限りたることなきこと。

(II) 該被保険者居住地域の工業状態及該被保険者の工業的雇傭に於ける経験を参酌し、その居住地域に於て被保険職業に従事し得るものこの合理的確信あること。

(ニ) 季節労働者 季節的労働者に就ては左の事項を審判所(Court of Referees)に立證せる場合に於てのみ失業給付を與ふべしと勸告してゐる。

(I) 季節以外の時期に於て何等か被保険職業に相當期間雇傭せられしことあること。

(II) 該被保険者の居住地域の工業事情を考慮し、その地域に於て季節外時期に被保険職業に雇傭さるゝ相當の見込あること。

六、勸告の財政的效果 以上述べた所は多數委員の勸告中の主要事項であるが、之等の

改正により失業保険財政は果して豫期せられるやうに「健實且獨立的」をなし得るであらうか。吾人はこの點に關して多數委員自ら述べてゐる所を聴くこととした。

多數委員は先づ失業者数の平常水準を二百五十萬人として計算したが、この巨大なる失業軍のための失業保険制度を一層適切有效にし、且、保険財政の眞の健實を期待するがためには全制度を根本的に變改する要あるを認めてゐることは嚮に一言した所であるが、多數委員は上述の如き應急的改革を以てしても又幾多の變則を是正し、制度を一般經濟状態に適合せしめるに鮮少ならざる效果あることを自認してゐる。

多數委員の勸告を採用するも失業保険基金は七百六十五萬磅の不足を告げて之を國庫から借入れることとするが、この毎年の不足額には從來の基金の借入總額に對して支拂ふべき利子四百五十萬磅を含んでゐるから、多數委員の應急的改革の手段はかゝる基金の不足を全然消滅せしめることはできないが、毎年の不足額を非常に縮め得る。

多數委員の見る所では、委員の第一の勸告たる失業給付期間の短縮に基く節約年額は一年九百萬磅、而して給付率の一般的引下による節約は年額八百七十萬磅、更に間歇的労働其他に對する受給條件を嚴格にする結果生ずる節約年額は五百萬磅である。

以上は普通給付の場合に於ける節約であるが、國庫のみが負擔する過渡的給付に就て見れば



給付率の引下、受領資格制限の結果差引約一百万磅を毎年節約し得ることとなる。而して既に述べたやうに、一面に於ては掛金の引上が企圖せられ、これが爲め保険基金はその収入を増加することとなる。いま現在の財政を、多数委員勧告に基く豫想に比較すれば左の如くなる。

三、失業基金支出額

現在支出年額(支拂利子四百五十万磅及保險制度處理費五百萬磅を含む)	八四、〇〇〇、〇〇〇磅
給付期間短縮による減少	九、一〇〇、〇〇〇
給付率引下による減少	八、七〇〇、〇〇〇
間歇的労働者等の受給條件改正による減少	五、〇〇〇、〇〇〇
差引勧告採用の場合の支出年額	六一、二〇〇、〇〇〇
過渡的給付	
現在支出年額	三五、〇〇〇、〇〇〇
保險規定改正による過渡的給付増加	九、一〇〇、〇〇〇
過去六年間に於て保險料三十回拂込とするによる減少	三、三〇〇、〇〇〇
立證事項其他の改正による減少	三、一〇〇、〇〇〇
給付率低下による減少	三、七〇〇、〇〇〇
差引勧告採用の場合の支出年額	三四、〇〇〇、〇〇〇

以上を綜合するときは失業者の爲めの支出額は現在に於て一億一千九百萬磅なるも、多数委

員の勧告を採用せるときは爾後支出年額は九千五百萬磅となり一年二千四百萬磅の節約を生ずることとなる。而して此節約額中一千二百四十萬磅は給付率の低下により、又、一千一百四十萬磅は其他の規定及方法變更より生ずべきものである。次にかゝる支出を行ふべき財源に就て見るに左の如くである。

四、失業保險財源 (單位一百万磅)

掛金負擔者及負擔額	現 行	提 案
國 庫	一四・八五	
備 主	一五・六五	
勞 働 者	一三・六五	五三・五五
其 他	〇・四〇	
借入金による補充額		七・六五
支 出 計		六一・二〇
過渡的給付支出額(國庫負擔)		三四・〇〇
以上支出總計	一一九・〇〇	九五・二〇

要するに現状に於ては國家は之等の制度の爲めその歳入を以てする部分は四千九百八十五萬磅であるが、勧告によるときは五千一百八十五萬磅となり、國家以外の負擔者は現在二千九百七十萬磅の支出が三千五百七十萬磅に増加するが、他面に於て保險財政のための現在の借入年



額三千九百四十五萬磅は一躍七百六十五萬磅（これは從來の借入金に對する支拂利子四百五十萬磅を含む）に激減する勘定となる。

## 第二節 少數報告の内容

少數報告は嚮に述べたやうに勞働側の利益を代表せる二委員の共同報告である。少數委員は多數報告の極めて一部分に賛成する外、大體に於て多數報告に反對を表明してゐる。而して少數委員は全制度を一貫して研究を終了し最終的報告書を提出する場合改正すべき點あらば茲に始めて提案すべきものとし、又、多數委員は保險財政の收支の均衡を以て現在の重要な問題とせざる點に賛意を表さない。

少數委員の見る所によれば、先づ第一に心掛くべきことは少くも今日失業者が得てゐる生活水準を低下せしめざるやう努めるべきで、經濟的不況の困苦を最も痛感せるはかゝる失業者であるから彼等により以上の負擔を課するは不當であるといふ。

少數委員は傭主及勞働者の掛金の増加に反對し、保險財政の不均衡は之を一般租税に訴へて之を矯正すべきものであると主張してゐる。而して、給付率の引下は失業者の困苦を一層増加するのみでなく、却つて他の社會施設の費用を増加する結果を招くに過ぎないものと考へてゐる。

る。

更に少數委員は臨時勞働や短時間勞働に對する多數報告の勸告を以て此種勞働者に關する特殊の困難なる問題を解決せんとするものではあるが、それは單に賃銀特に高き勞働者の給付率を減少するといふに過ぎず、之によつて低賃銀勞働者に何等顧慮を拂つてゐないとして多數報告書を駁し、又、多數報告書は全然新たな原則を確立せんとするものであるから、かくの如きは現行制度を根本的に變更するによつて始めて一貫し得て實行し得ることである。現在の如き臨時的、應急的方法として之を中間報告に提案することは不適當であるを指摘してゐる。

只、少數委員中アスベリー氏は間歇的勞働者及季節的勞働者及既婚婦人に關する多數委員の勸告には全然同意を表明したが、この現行の規定は失業保險制度の濫用最も甚だしきものとして一般に認められてゐる所である。而してラックハム夫人はアスベリー氏と異り既婚婦人に關する事項に關しては多數報告に反對を唱へてゐる。

## 第三節 失業委員會報告と輿論

マンチェスター・ガーヂアン紙（一九三一・六・五）によれば、勞働者側に於て多數報告書に關し強烈なる反對の聲を生じたことが傳へられてゐるが、それは怪しむに足りない。獨立勞働黨の代



議士團は委員報告書の發表のあつた日會合を行つて多數報告に對する反對を決議し、政府が多數報告を採用して法律及規則の修正を提案する場合は之が反對運動を行ふことを申合せた。労働組合協議會の書記長シトライン氏も亦給付を低下せんことを多數報告には全然反對の意を述べ、必要ある場合には示威運動、會合其他あらゆる方法で反對運動を組織するといきまいてゐる。資本家乃至僱主側の意見に就ては之を知る資料を缺くも、掛金増率を含む多數報告書に少くも無條件に賛意を表するであらうことは豫期し得られない。

雜誌「エコノミスト」は（一九三二年六月六日號一二〇三頁以下）「國家に失業者」なる一文に於て比較的穩健なる意見を發表してゐる。

「之等の勸告は直ちに國內政治の重要問題となるであらう。けれども經濟的不況に際會してゐる政府は如何にしても多數者報告に聽く所多からざるを得ない。合衆國では好況を傳へられながらも賃銀を思ひ切つて切り下けてゐるが、これは單に合衆國のみでなく、濠洲でも行はれ、歐洲、特に獨逸や奧大利でも盛んに行はれてゐるのであるから、英國の政府もこの際英國の公財政に與へてゐる脅威を除かんことを提案は、之を容れて比較的穩健な程度の變更を加へることは止むを得ないことであらう。

「さはいへ、報告書が政治上困難な問題を起すことは豫期し得られる。僱主側は保險に關する

負擔の増加は競争最も激甚を極めてゐる今日に於て非常なハンデキャップを與へるものとして猛烈に反對するであらう。それは理由なきことではない。然し、僱主の負擔を増加せずして労働者のそのみを増加せしめることはできることではない。若し之等兩者が負擔増加を拒めば結局は一般租税に訴へざるを得ないこととなり、從來の過重を一層激化せしめることとなる。

「一週間數日間のみ労働し得るに過ぎないが高い賃銀の所得を得てゐる者の給付を減少することは直接關係者の反對を買ふであらうが、この提案は既婚婦人に關するそれにも相當輿論の承認を得ることは明らかであらう。

「或種の労働者に關して給付受領の條件を一層嚴格にせんことを勸告は失業保險に其以後の失業救済との區別を明瞭にせるもので吾人は政府がこの勸告を採用せんことを熱心に希望する。

「給付率は低下せられても生計費から見れば一九二四年當時の給付標準に比し却て實質的に増加してゐるが、労働者は生計費中多大の部分を占めてゐる家賃が低下してゐないといふ理由でかやうな見方に反對する。

「然しともかく、スノーデンの言葉ではないが總ての者は此際或程度の犠牲を忍ばなければならぬ。此際失職せるものゝ生活向上は到底考ふべきことではない。」（昭六・八・九稿）



昭和六年十月五日印刷  
昭和六年十月七日發行  
昭和六年十月廿日再版

定價金五十錢

編輯者兼

東京市芝區芝公園六號地  
財團法人協調會內

長岡保太郎

印刷者

東京市麹町區紀尾井町三番地

濱野英太郎

發行所

東京市芝區芝公園六號地

協調會

電話東京五三七一〇番

東京印刷株式會社總發行所





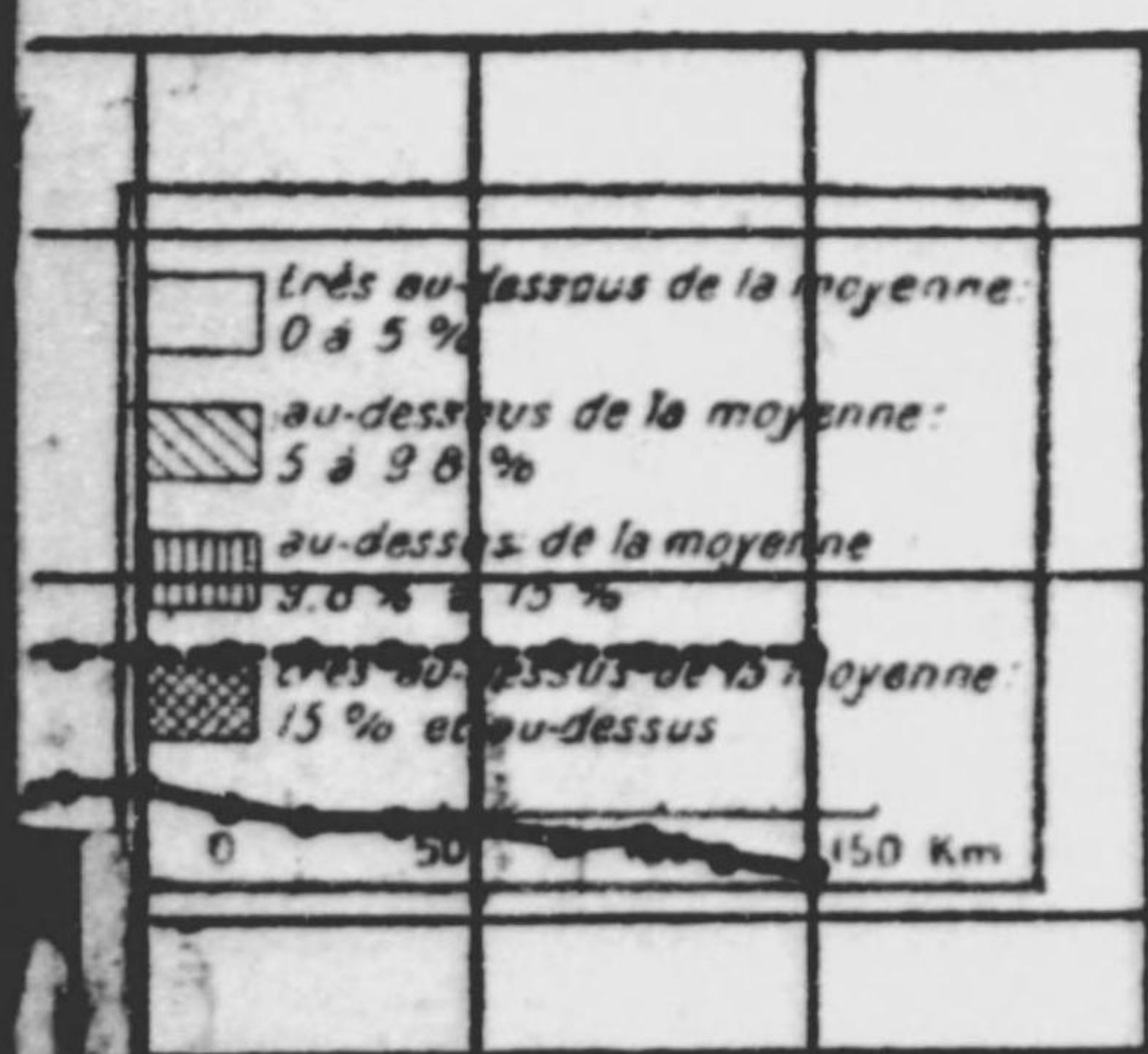
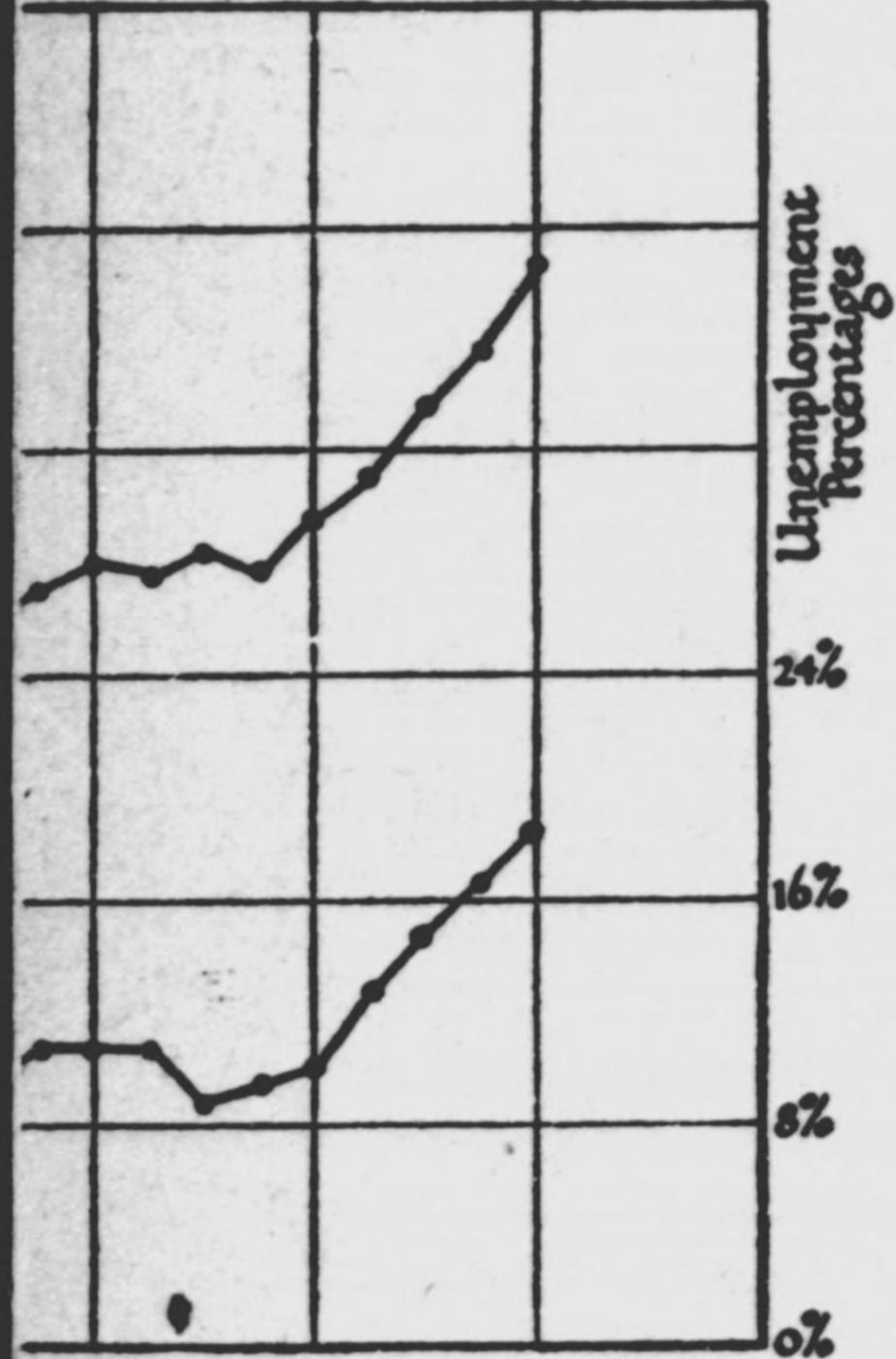


**WAR DEPARTMENT**

\_\_\_\_\_  
**OFFICIAL BUSINESS**



Prices  
1929 1930 1931



on of Monsieur Jacques Rueff

則法のフエリ

貸銀對卸賣物價の比率を失業率と比較し英國戦後の失業者激増の原因をば高貸銀に歸せしめた Jacques Rueff の研究は、最近労働組合と失業保険制度を攻撃する材料となつた結果英國上下に著しいセンセーションを惹起し延いては政變の一大動因ともなつた。左表は所謂「リニフ法則」の波線を示すもので、地圖は英國各地方別の失業率を示し即ち白地五%以下、縦線五——九・八%、斜線九・七——一五%、網線一五%以上の地域である。